

消費者庁消費者制度課 意見募集担当 様

件名：消費者契約法及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）等に関する意見

氏 名	(フリガナ) トクテイエイカクド ホウジン ショウヒシキコウニッポン 特定非営利活動法人 消費者機構日本
住 所	〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
電話番号	03-5212-3066
電子メールアドレス	<a href="mailto:itadani@coj.gr.jp">itadani@coj.gr.jp</a>
意 見 1	<p>【該当箇所】 消費者裁判手続特例法施行規則（案） 第四条（文書に記載される連絡先）</p> <p>【意見】 第 4 条について以下のようにしてください。 「法第 31 条 1 項の内閣府令で定める連絡先は、次のとおりとし、対象消費者等の氏名が分からない場合を含む。 各号略」</p> <p>【理由】 3 条の 6 第 3 項 4 号は、「前号の対象消費者等のうち相手方において氏名がわからない者がある場合には、その数」としており、氏名が分からないがメール等の連絡先がわかるため連絡をしていることを前提としています。 相手方通知は法 28 条 1 項に記載されているので、「知っている対象消費者等」に通知をするものです。規則が、氏名が分からないがメール等の連絡先が分かる者には通知することを前提としているから、法 28 条 1 項の「知っている対象消費者等」は氏名が分からないがメール等の連絡先が分かる者を含む趣旨であることとなります。 ところで、法 27 条 1 項によれば、申立団体は、相手方通知がされない場合には、「知っている対象消費者等」に通知をする義務があります。この「知っている対象消費者等」についても、氏名が分からないがメール等の連絡先が分かるものが含まれるべきであり、そうすると、連絡先が法 31 条 1 項により開示される必要があることとなります。 しかるに、法 31 条 1 項は、「氏名及び住所又は連絡先」との記載であるので、氏名＋住所、氏名＋連絡先のいずれかの組み合わせでなければならず、氏名が分からないが住所がわかる、あるいは連絡先が分かる場合は開示を要しないとの解釈もあり得ます。そこで、解釈を明確にすべく、第 4 条を修正すべきと考えます。</p>

**【該当箇所】**

消費者裁判手続特例法施行規則（案）

第三条の四 2 項（相手方通知を求める期限等）

**【意見】**

相手方通知の期限については、届出期間の末日から逆算する方法でなく、次のような設定とすべきである。

・ 第三条の四 2 項：申立団体から法第 28 条 1 項の求めがあった日から 30 日後の日

**【理由】**

訴訟により手続参加者の規模は異なり、債権届出に要する事務作業量にも大きな違いがあります。裁判所において簡易確定手続開始決定の際に、手続きに必要な期間を見積り、届出期間を定めていきますが、期限からの逆算では申立団体の側の必要な期間が確保できません。相手方通知の期限が「届出期間の末日から 70 日」では、届出期間を長くしても同じことです。

70 日前までに相手方通知が実施され、その一週間後までに申立団体に通知（改正法 28 条 3 項）されるとしたら、申立団体が相手方通知の状況を知ることができるのは届出期間の 63 日前となり、申立団体の通知義務（届出期間の末日の一月前までに通知しなければならない・法 27 条）を合わせて考えると 33 日しか残らないこととなります。

順天堂大学訴訟（約 2700 人に通知）の例では、届出期限の一月前に授權申込を〆切、一ヵ月間で授權関係書類の点検や届出書の作成などの作業を行いました。訴訟の規模に応じて必要な事務作業の期間を確保できる始期設定が必要です。

なお、第三条の四 1 項（申立団体から相手方に通知を求める期限）については、案の「届出期間の末日から起算して百日前の日」に反対しませんが、対象消費者の数が少なく、大部分の対象消費者に通知ができるような事例では、早期解決のため 3 カ月程度の届出期間にすることもあり得るところ、届出期間末日の 100 日前と規則で定められると、3 カ月という届出期間を定めることができなくなるという弊害もあります。

意見 2

**【該当箇所】**

消費者裁判手続特例法施行規則（案）

第三条の六 3 項（相手方が通知すべき事項等）

**【意見】**

次のような主旨の号を追加してください。

「相手方通知を実施したものの、通知が届かなかった者の数、その者に対する追加的対策の考え方」

**【理由】**

第三条の六 3 項は相手方通知を行った後の申立団体への結果報告に関する規定です。郵便や電子メールを送ったものの未達となる者も一定数あると考えられることから、一人でも多くの消費者に通知するため、未達者への追加的な通知対策についての考え方も報告させるようにしてください。

順天堂大学訴訟の事例では、相手方から提供された名簿に従い、約 2700 人に通知を郵送したところ約 400 通が届かず返送されました。当機構で電話やメール等、その他の情報から連絡を試み、約 100 名には再送することができました。一人でも多くの被害回復を実現するため、相手方通知にもこうした努力を求めたいと思います。

意見 3

<p>意見 4</p>	<p><b>【該当箇所】</b>  消費者契約法施行規則（案）  第 1 条の 3（消者契約の条項の開示要請に係る手続）</p> <p><b>【意見】</b>  要請書に記載する「要請の理由」については、その理由そのものの当否を争うべきものではない旨、逐条解説に明記してください。</p> <p><b>【理由】</b>  改正消費者契約法 12 条の三～五は、努力義務とはいえ適格消費者団体からの問い合わせに法的根拠を与えるものであり、今後の活動において有効に活用していければと考えています。  内閣府令案第 1 条の 3 については、要請するにあたって「要請の理由」「開示を要請する消費者契約の条項の要旨」を記載することとされています。  消費者からの情報提供等から要請する側が持つ問題意識（や疑念）について明らかにすることは当然ですが、記載した「要請の理由」そのものの当否を争うべきでない旨は逐条解説で明確にしておく必要があります。理由が無いと考える場合には契約条項を示した上で説明いただければ足ります。</p>
<p>意見 5</p>	<p><b>【該当箇所】</b>  消費者契約法施行規則（案）  第 1 条の 4（損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請に係る手続）</p> <p><b>【意見】</b>  要請書に記載する「要請の理由」については、その理由そのものの当否を争うべきものではない旨、逐条解説に明記してください。</p> <p><b>【理由】</b>  改正消費者契約法 12 条の三～五は、努力義務とはいえ適格消費者団体からの問い合わせに法的根拠を与えるものであり、今後の活動において有効に活用していければと考えています。  内閣府令案第 1 条の 4 については、要請するにあたって「要請の理由」を記載することとされています。  消費者からの情報提供等から要請する側が持つ問題意識（や疑念）について明らかにすることは当然ですが、その「要請の理由」そのものの当否を争うべきでない旨は逐条解説で明確にしておく必要があります。理由が無いと考える場合には算定根拠を説明いただければ足ります。</p>